

動画制作業務委託契約書

藤本未央(以下「甲」という)と 窪田修平(以下、「乙」という)は、動画制作(以下「本件制作」という)に関して、次の通り合意する。

第1条(目的及び委託の内容) 甲は乙に対し、**動画の制作業務**を委託し、乙はこれを受託する。

第2条(定義)

- 「制作物」とは、甲の旨意に従って乙が制作した著作物であり、動画作品を意味する。
- 「仮納品」とは、乙が編集した制作物を、甲が検収できる状態にすることを意味する。
- 「納品」とは、甲の検収後、修正点があれば修正を反映させた状態で、乙が甲に制作物を引き渡すことを意味する。
- 「納品日」とは、制作物を乙が甲に納品しなければならない日を意味する。

第3条(制作委託、委託費用)

- 甲は、本書をもって、乙に対して本動画の制作を委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 委託費用の支払い条件として、甲は乙が指定した銀行口座に月末締翌月払いを行う。この時かかる振込手数料は甲の負担とする。

第4条(制作の範囲)

乙は、本契約締結時に、甲乙協議の上で合意した企画意図並びにその他著作物に関する事項(以下、「本仕様」という)に基づいて、本件制作業務を履行するものとする。

第5条(納期)

乙は本契約に基づき、甲乙の協議のうえ定めた期日までに制作物を納品する。

第6条(検収)

甲は乙より納品を受けた制作物について検収する。その際に制作物が本仕様を逸脱している場合、甲は乙に対し修正依頼を提出し、乙は修正を行う。

第7条(広報宣伝活動のための制作物等の利用)

乙は、原則として、乙の宣伝活動を目的として、本件制作物を自由に使用することができない。但し状況により、乙は甲乙協議の上で、本件制作物を利用可能となるものとする。

第8条(不可抗力)

本件制作物の制作が天変地異、政変、労働争議、不慮の事故及び傷病等の不可抗力により不可能となったとき、甲及び乙は、かかる不可抗力事由が継続する間、本件制作物を延期することができる。

第9条(権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方からの事前の書面による同意なしに、本件制作に基づく権利又は義務の全て若しくは一部を、第三者に譲渡し又は担保に供することができないものとする。

第10条（機密保持）

1. 甲および乙は、本件制作を通じて業務上知り得た営業上又は技術上の一切の情報を相手方の事前の承諾なしに、第三者に漏洩又は開示してはならないものとする。
2. 前項の規定は、次の各号に規定する情報には適用されないものとする。
 - (1) 相手方から開示された時点で既に公知となっている情報
 - (2) 相手方から開示された時点で既に保有している情報
 - (3) 独自に開発した情報
 - (4) 第三者から正当に入手した情報

第11条（協議解決）

甲および乙は、本紙の各条項を誠実に履行し、本紙に規定のない事項又は本紙の各条項の解釈若しくは履行に疑義が生じたときは、信義誠実の原則に基づき協議を行い、その解決を図るものとする。

第12条（契約の解除）

甲および乙のいずれか一方に次の事由のいずれかがあった場合には、勧告することなしに本契約の全部または一部を解除できるものとする。

- (1) 本契約に違反した場合。
- (2) 契約の履行を遅延した場合。
- (3) 破産、民事再生、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があった場合。
- (4) その財産につき、仮差押え、仮処分、強制執行等をうけた場合。
- (5) 支払の停止、銀行取引停止処分、その他信用状態の著しい悪化を示す事実が生じた場合

乙が上記の条件外で契約を解除する場合、その一か月以上前に報告すること。

第13条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に違反し相手方に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、金銭によりその損害を賠償するものとする。

第14条（準拠法・合意管轄）

本件制作の準拠法は日本法とし、本件制作から生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。
 - (1) 自己及び自己の役員・株主（以下の「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）でないこと
 - (2) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
 - (4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係者を有しないこと

(5) 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫 的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また相手方の業務を妨害しない こと

2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

第16条(契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日 から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもって さらに1年延長されるものと し、以後も同様とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を 保有する。

甲

住所 山口県下松市美里町3-3-7

名前 藤本未央



乙

住所 東京都足立区神明南1-8-5

名前 窪田修平

